

青森県報

第二千四百三十二号

平成十七年
一月二十四日
(月曜日)

目次

告示

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一

公告

県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……一

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……二

出先機関

道路の位置の指定……………(十和田県土整備事務所) ……二

正誤

平成十六年十二月二十八日号外第九十六号訓令中……………(市興町課) ……二

告 示

青森県告示第四十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 発起人の住所及び氏名 尻屋 下北郡東通村大字尻屋字村中四一番地 住 吉 勲 下北郡東通村大字尻屋字村中二四番地 石 田 淳 三 下北郡東通村大字尻屋字村中二番地 川 島 秀 己 大畑 下北郡大畑町大字大畑字釣屋浜八番地 佐 藤 重 晴 下北郡大畑町大字大畑字釣屋浜五番地 佐 藤 廣 美 下北郡大畑町大字大畑字湊村一五九番地四六 東 時 男	期 間 平成十七年一月二十四日から同年二月七日まで 平成十七年一月二十四日から同年二月七日まで 大畑漁業協同組合 尻屋漁業協同組合
場 所	場 所

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、六戸地区の県営土地改良事業(農村総合整備事業(市町村型))(農道整備)(農業用排水施設整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年一月二十五日から同年二月二十二日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六三の一、二六四の一、二六五の一、二六六の一、二六七の一、二六七の三、二六八の一、二六九の一及び二七〇の一
開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 マックスバリュ東北株式会社

正 誤

発行年月日	発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成十六年六月二十六日 号外第九六号	訓令甲	第四九号	三	上	一六	一五	「五所川原市」の下に「つがる市」	「五所川原市、」の下に「つがる市、」
							「十和田湖町」を「十和田市」	「平賀町、十和田湖町」を「十和田市、平賀町」

市町村振興課

出 先 機 関

十和田県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月二十四日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市東十二番町二〇 の一六七	四〇・九〇メートル	六・〇〇メートル	平成 一七・一・三

（発行人・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭